

年度	平成6年度	
プ ール 制 主 な 改 善 内 容	第1表第34号 (501,820) 第2表第43号 (455,400) 第3表第37号 (335,500) 第4表第42号 (446,600) 第5表第37号 (274,010) ◆配置基準一部改定 ①特例休憩加配の拡大 (0才→特例0～1才) ②調理加配の拡大 (7人5人→6人5人4人) ③年休代替 (0.3→0.4) ④夜間園の延長保育算入 (1名分拠出して1名配置)	
市 施 策 プ ール 制 の み	処遇	210,727 → 212,741千円
	休憩	194,397 → 197,701
	給食	483,556 → 485,578
	事務	5,217
	特例 特休	887,132 → 892,666 234,230 236,900
	保母加配	1,085,979 → 1,098,474
	労短	311,891
	年休	54,596 → 58,187
	補填	0
	計	3,499,355
国 施 策	保育単価園長給	250,900円
	民間施設給与等改善費 乳児加算補助	1,086,281千円 378,866千円
	・賞与 5.3→5.2 ・業務省力化 (就労時間による3単価制に) 保母 205,700 調理 178,620 (41.5 以上の場合)	

・プール制一部改定

夜間保育園の特例保育対象時間の一部が、国の延長保育制度の改定により延長保育対策時間の扱いにかわる

1. 特例保育対策基準数の係数(×0.3)を従来の特例保育時間(12:00～13:30)の3分の1となる

1. 特例保育休憩対策数を従来の1名から0.5名とする

1. 特例休憩の加配に対して別紙配置基準のとおり非常勤部分より調整基準を定める

1. 夜間延長保育対策数として常勤保母を認定する

1. 上記に当てる財源として時間延長型保育サービス事業費等補助金より常勤保母1名分をプール制に拠出する

1. 本改定を暫定的なものとして平成6年および平成7年度(平成6年4月1日～平成8年3月31日)に適用する

以降については、再度検討を諮った上とする

◆園数 222カ園

◆総定員 21,280名

年度		平成 7 年度	
主な改善内容	プール制	第 1 表第34号 (506, 990)	
		第 2 表第43号 (460, 130)	
		第 3 表第37号 (339, 460)	
		第 4 表第42号 (451, 330)	
		第 5 表第37号 (277, 420)	
市施策 プール制のみ	処改	212, 090	→ 212, 842千円
	休憩	196, 551	→ 201, 411
	給食	488, 649	→ 493, 511
	事務		4, 227
	特例 特休	892, 577 236, 900	→ 907, 107 240, 828
	保母加配	1, 086, 319	→ 1, 104, 498
	労短		316, 776
	年休		58, 593
	補填		0
	計		3, 539, 793
国施策	保育単価園長給	257, 600円	
	民間施設給与改善費	1, 112, 783千円	
	乳児加算補助	309, 007千円	
	業務省力化 (就労時間による 3 単価制)		
	保母	207, 600	
	調理	180, 570	
	(41.5H 以上の場合)		

- ・ H 7 年当初において、約 4 億円の当該年度収支の不足が予測判明。
現行制度のままならば、H 8 年度以降、収支バランスが大きく崩れる危険が推測される。

原因と考えられるもの

- (1)国・市の予算財源の伸びが鈍化
- (2)前回の再建計画以降の復活改定に伴う裏付け予算が不十分
- (3)職員の定着化に伴い、定昇財源の不足

再建計画

H 7 年度は前年度繰越金と当該年度の資金繰りにより現行制度のまま執行。
H 8 年度に予測される約 6 億の不足については、市が不足額の全額補填が不可能なため、H 8 年度より下記の改定を行い、ともに汗をかくことを年度末の臨時総会にて決議。

改定内容 (H 8. 4. 1 実施)

- ①端数合算の整数を固定単価 (定数 A・B の導入)
- ②新規採用者の給与率減額 (現行支給率を 1/2 に)
- ③給与表の一部改定 (第 2 表・第 4 表の上位見直し)
- ④高齢者雇用保険料の差引調整 (満 64 才以上者を対象)
- ⑤園長賞与時加算 5 % の廃止
- ⑥育児休業者を休業期間中認定外に配置替え
- ⑦全国の所要額一律 0.5%減額

※但し⑦については、収支状況を見ながら実施時期を検討する。

- ◆園 数 221カ園
- ◆総定員 21, 210名

年度	平成8年度	
主な改善内容	プール制	第1表第34号 (509,410) 第2表第43号 (431,750) 第3表第37号 (341,550) 第4表第42号 (427,350) 第5表第37号 (280,390)
	処改	212,613 → 214,341千円
	休憩	200,523 → 206,180
	給食	495,673 → 503,964
	事務	0
市施策 プール制のみ	特例 特休	1,125,375 → 1,131,653 240,828 240,828
	保母加配	1,086,319 → 1,104,498
	労短	320,767
	年休	58,994
	補填	32,000
	計	3,813,866
国施策	保育単価園長給	261,400円
	民間施設給与改善費 乳児加算補助	1,150,317千円 321,061千円
	業務省力化(就労時間による4単価制) 保母 209,000 調理 182,130 (週42Hの場合)	

・プール制一部改定

1. 端数合算による整数の固定単価(定数Bの導入)
定数B=3表50号の年額を12ヶ月で割った額を
月額単価とする。(3表51号)
2. 新規採用者の賞与支給率(欠格条項)の見直し
現行の支給率の2分の1とする。
3. 給与表上位の見直し
第2表・第4表の上位(第2表⇒33号～43号、
第4表⇒34号～42号)を改定
4. 高齢者雇用保険料の差し引き調整の導入
当該年度の4月1日現在で満64才以上者の場合、
雇用保険料が免除されるため、プール制該当分
(基本給×1000分の4)を差し引き調整する。
また、満64歳以上で採用された場合もプール制
では同様に差し引き調整する。
5. 園長賞与時加算の廃止
第1表(園長給)の賞与时加算5%を財政上から
廃止する。
6. 育児休業の取り扱い
認定内職員が育児休業を適用した場合、開始月
から終了月まで、無資格の初月(保母⇒第3表
50号、調理⇒第5表50号)として計算する。
但し、基本給(本俸+調整手当)と期末手当の
2分の1とし、社会保険業務手当含まず、ベア
なしとする。
7. 全園所要額一律減額
平成8年度当初より、所要額の0.5%を減額して
年間必要額を算出する。

◆園数 220カ園
◆総定員 21,135名

年度	平成9年度	
主な改善内容	プール制	第1表第34号 (512,820)
		第2表第43号 (433,950)
		第3表第37号 (343,640)
		第4表第42号 (428,670)
		第5表第37号 (283,580)
市施策 プール制のみ	処改	226,644 → 230,177千円
	休憩	200,621 → 203,763
	給食	516,561 → 520,294
	事務	0
	特例 特休	1,162,475 → 1,174,824 281,061 284,071
	保加配	1,109,997 → 1,122,125
	労短	490,504
	年休	66,475 → 67,189
	補填	0
	計	4,092,947
国施策	保育単価園長給	265,000円
	民間施設給与改善費	1,205,504千円
	乳児加算補助	364,641千円
	業務省力化 保母 288,600円 調理 244,920円 (週40.0H)	

- ・ プール制委員会設置要綱 一部変更
構成人数 20名→25名
- ・ 育児休業適用の取扱いの一部改定を検討
- ・ 措置費単価が全園40Hになったことにより収支バランスがプラスとなる。
- ・ H8年度の改定効果により、常勤数が減少したにもかかわらず一人当たり平均年額が増加。
- ・ 委員会の中で班別で検討
A班=制度上の問題点について
民收費、定員割れ問題 等
B班=システムの在り方について
システムの矛盾点、今後の在り方、収支均衡の問題、弾力化 等

◆園数 219カ園
◆総定員 21,120名

年度	平成10年度	
主な改善内容	プール制	第1表第34号 (515,790)
		第2表第43号 (436,810)
		第3表第37号 (346,060)
		第4表第42号 (431,530)
		第5表第37号 (286,660)
市施策	処改	228,698 → 229,736千円
	休憩	202,755 → 205,059
	給食	524,650 → 526,508
	事務	0
	プール制のみ	特例 特休 1,172,328 → 1,181,256 284,071 286,247
		保母加配 1,117,699 → 1,126,244
	労短	484,864
	年休	66,549 → 67,047
	補填	0
	計	4,106,961
国施策	保育単価園長給 267,600円	
	民間施設給与改善費 1,255,525千円 乳児加算補助 0千円	
	業務省力化 保母 291,000円 調理 247,520円 (週40.0H)	

・育児休業適用一部改定

育児休業中は欠員として計算する。
育児休業中は他の職員と差し替えない。
育児休業での欠員は、現員保障を判定する際は常勤職員として扱い、現員保障対象人数に含める。

・全園所要額0.5%減額の実施なし

・延長保育補助金制度の変更に伴い、夜間園のプール制拠出分に差が出た為、一律単価ではなく、各園の拠出できる金額にあわせて精算した。
次年度以降、昼間園との整合性を持たせるため延長保育部分の拠出をプール制から切り離す等何らかの改定が必要となる。

・措置費→運営費に名称変更

◆園数 218カ園
◆総定員 21,105名

年度	平成 11 年度	
プール制 主な改善内容	第 1 表 34 号 (517,880) 第 2 表 43 号 (438,570) 第 3 表 37 号 (347,930) 第 4 表 42 号 (433,290) 第 5 表 37 号 (288,970)	
市政策 プール制のみ	処改	230,513 → 224,869 千円
	休憩	204,330 → 200,105
	給食	527,847 → 525,412
	事務	0
	特例	1,181,245 → 1,166,191
	特休	286,247 → 282,578
	保育士増	1,143,090 → 1,128,468
	労短	482,704
	年休	71,590 → 71,837
	補填	0
	計	4,082,164
国 施 策	保育単価園長給	269,100 円
	民間施設給与改善費	1,269,140 千円
	業務省力化	
	保育士 293,100 円 調理 249,600 円 (週 40.0H)	

・事務近代化対策

事務職員雇上費をプールせず、直接支弁とする。

- ・夜間保育園通常開所時間の 11 時間化及び延長保育補助金制度の変更に伴い、夜間保育園の特例保育、延長保育部分は、プール制対象外となる。

- ・保母→保育士に名称変更（国）

- ・国が福祉職俸給表を新設

◆園 数 219 カ園

◆総定員 21,150 名